平成３０年（フ）第３２号
山口県下松市生野屋西４丁目11番３－202号
債務者　渡邉　江里
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第３３５号
愛媛県松山市南吉田町2844番地１　シエスタ南吉田Ａ－３号
債務者　石丸　　亮
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０７号
愛媛県松山市余戸西５丁目９番20号　クレールＨ　Ｂ101号
債務者　長田　景美
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０８号
愛媛県松山市余戸西５丁目９番20号　クレールＨ　Ｂ101号
債務者　谷口　和美
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４２号
佐賀県藤津郡太良町大字糸岐545番地
債務者　樽見由利子（旧姓大岡）
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第５０号
佐賀県伊万里市大坪町甲2443番地87、前住所長崎県佐世保市松山町14番17号
債務者　下川　順子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第９２号
熊本市南区御幸西２丁目１番29号　クレールみゆき103号
債務者　平田　節子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１３号
宮崎県串間市大字西方9035番地３県営ひばりヶ丘団地Ａ－202、前住所宮崎県串間市大字西方2840番地１
債務者　山口　美樹（旧姓蓑方）
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成３０年（フ）第５０号
宮崎県都城市花繰町14号４番地　あいらんど花操Ｂ201
債務者　中村　健一
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第１５４号
鹿児島県鹿児島市武３丁目15番６号　新川ビル102号
債務者　西　千恵子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第４０号
鹿児島県鹿屋市吾平町麓170番地１　こすもす団地１－１－２
債務者　大橋　榮三
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第８１号
秋田市牛島西４丁目29番２－109号
債務者　箱石　尚大
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５５号
長野県松本市桐２丁目３番18号　メゾンこうじ屋202号
債務者　谷澤　晴一
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第６６号
長野県塩尻市大字広丘吉田1010番地　サクセス広丘105
債務者　今村　文香
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第１７号
兵庫県川辺郡猪名川町北野字上畑73番地
債務者　日生グリーンこと　美馬　　茂
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第５９号
兵庫県伊丹市伊丹１丁目５番36号
債務者　大谷　　博
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１５８号
兵庫県西宮市山口町下山口４丁目22番21－202号、前住所神戸市北区藤原台北町５丁目３番８－101号
債務者　田渕　一惠
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係